

(建築物に関する確認申請及び計画通知手数料)

(単位:円/件)

床面積の合計	手数料額		
	確認のみ (省エネの審査が必要 ない場合)	戸建住宅 (省エネ仕様基準の審 査を含む場合)	共同住宅等 (省エネ仕様基準の審 査を含む場合)
30㎡以内のもの	9,000	22,000	34,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	19,000	32,000	43,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	28,000	41,000	52,000
200㎡を超え、300㎡以内のもの	34,000	48,000	58,000
300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	63,000	77,000	101,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	111,000	126,000	150,000
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	205,000	220,000	284,000
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	368,000	382,000	447,000
5万㎡を超えるもの	694,000	708,000	852,000

備考

※建築物を建築する場合にあつては、当該建築に係る部分の床面積

※建築物を移転し、建築物の大規模の修繕若しくは模様替をし、又は建築物の用途の変更をする場合にあつては、当該移転、修繕もしくは模様替、または用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

※確認を受けた建築物の計画を変更する場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(建築設備及び工作物に関する確認申請及び計画通知手数料)

(単位:円/件)

区 分	手数料額	計画変更手数料額
建築設備	24,000	11,000
工作物	18,000	8,000

(建築物に関する中間検査申請手数料)

(単位:円/件)

床面積の合計	手数料額
30㎡以内のもの	14,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	16,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000
200㎡を超え、300㎡以内のもの	22,000
300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	35,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	51,000
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	105,000
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	168,000
5万㎡を超えるもの	344,000

備考

※床面積の合計・・・中間検査申請1件ごとの1階部分の床面積の合計とする。ただし、2階部分の床面積の合計が1階部分の床面積の合計より大きい場合は、2階部分の床面積の合計とする。

(建築物に関する完了検査申請及び完了通知手数料)

(単位:円/件)

床面積の合計	手数料額	
	完成検査 (中間検査あり)	完成検査 (中間検査なし)
30㎡以内のもの	24,000	26,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	28,000	31,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	38,000	41,000
200㎡を超え、300㎡以内のもの	47,000	51,000
300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	61,000	65,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	83,000	87,000
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	214,000	218,000
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	412,000	416,000
5万㎡を超えるもの	702,000	706,000

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請及び完了通知手数料)

(単位:円/件)

区 分	手数料額
建築設備	38,000
工作物	30,000

(許可申請手数料)

(単位:円/件)

建築基準法の許可条項	手数料額
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請 (第7条の6第1項)	120,000
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請 (第43条第2項1号)	27,000
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請 (第43条第2項2号)	33,000
用途地域における建築等許可申請 (第48条第1～14項ただし書き)	180,000
用途地域における建築等許可申請 (第48条第16項第1号)	110,000
用途地域における建築等許可申請 (第48条第16項第2号)	140,000
特殊建築物等敷地許可申請 (第51条ただし書き)	160,000
仮設建築物建築許可申請 (第85条第6項)	120,000
仮設建築物建築許可申請 (第85条第7項)	160,000
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の適用除外に係る認定申請 (第86条の8第1項)	27,000
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の適用除外に係る認定を受けた全体計画の変更申請 (第86条の8第3項)	27,000
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の適用除外に係る認定申請 (第87条の2第1項)	27,000
興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請 (第87条の3第5項)	120,000
興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請 (第87条の3第6項)	160,000